

平成 2 1 年度

第 2 回東京都食品安全審議会検討部会

日 時：平成 2 1 年 5 月 2 2 日（金）午前 1 0 時～

場 所：東京都庁第一本庁舎 3 3 階 特別会議室 N 6

午前10時01分開会

【中村食品監視課長】 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第2回東京都食品安全審議会検討部会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

初めに、東京都食品安全審議会規則第6条に基づきまして、委員の皆様の出席状況の確認をさせていただきます。ただ今御出席の委員は7名でございます。委員総数9名の過半数に達しており、定足数を満たしていることを御報告いたします。

最初に、奥澤部長から簡単に御挨拶申し上げます。

【奥澤食品医薬品担当部長】 食品医薬品安全担当をしております奥澤でございます。皆様、おはようございます。本日は早朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。前回に引き続き、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

この検討部会でございますが、当初予定しておりました回数よりも、前回の御審議を踏まえまして、1回追加をして御検討いただこうと考えております。詳しくは、後ほどまた御説明させていただきますが、皆様お忙しいところ誠に申し訳ございませんが、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

また、ニュース等で御案内かと思いますが、一昨日、それから昨日と、都内におきまして新型インフルエンザ患者の確定事例が出ております。いずれも都内で感染が広まったということではなくて、海外で感染を受けてこられた方が、入国段階の簡易検査では陰性であって、その後観察している中で確定したという事例でございます。そのような関係がございまして、出席を予定しておりました梶原部長が本日急遽出席できなくなりました。よろしく御了承のほどお願いいたします。

それでは、御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

【中村食品監視課長】 最初に、ただ今部長から簡単にお話いたしました。審議の検討スケジュール変更について、御案内させていただきます。

次第の後ろに、食品安全審議会検討部会スケジュールの資料をつけてございます。検討スケジュールにつきましては、前回4月14日の第1回検討部会におきまして御案内しておりましたところです。当初の予定では、本日第2回検討部会におきまして次期戦略的プランを御検討いただき、6月の検討部会で部会としての中間のまとめを行う予定となっております。しかしながら、前回の御審議の中で、事務局からの資料が不足していた点もございましたので、より詳細に審議を進めていただくために、本日の検討部会では現在の計画の評価について、前回に引き続き御審議いただきたいと考えております。それに伴いまして、次回6月の検討部会では、次期戦略的プランについて御審議いただき、7月上旬にもう一度検討部会を開きまして、中間のまとめへと進めてまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中スケジュール調整のほど、よろしく願いしたいと思っております。

なお、本日は大変暑うございます。上着などはとっていただいて審議を進めていただければと思います。

それでは、審議の進行につきまして、丸山部会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

【丸山部会長】 皆様、おはようございます。ただいまから議事に入ります。よろしくお願いいたします。

去る4月14日に第1回の検討部会を開きまして、次期推進計画の基本的プランについて審議をしておりました。委員の皆様方から様々な御意見をいただきましたが、事務局に幾つか追加資料の作成をお願いしたものがございます。そこで、まず本日の検討の流れを簡単に説明いただき、その後、本日の最初の議事であります「基本的プランの評価」の資料について、事務局から説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【佐藤食品安全担当係長】 食品監視課食品安全担当の佐藤と申します。

まず、本日の検討の流れについて、御説明いたします。本日皆様のお手元には、次第と一緒に綴じております資料と、参考資料としましてパンフレット、そして机上に食品安全条例のパンフレット及び推進計画を御用意しております。机上資料につきましては、前回は配付した資料です。お荷物になりますので、会議終了後はそのまま机上に置いていただければと存じます。

検討の流れについては、参考資料の食品安全推進計画の概要を御覧ください。前回の検討部会の振り返りとなりますが、現在の食品安全推進計画の体系を表したものです。本計画は、東京都が実施しております生産から消費までの施策の全体像を、条例の基本理念に基づいて体系的に示した50の基本的プランと、その中でも重点的・優先的に取り組む事項を戦略的プランとして定めています。

基本的プランは参考資料1の左側に示しておりますが、前回御審議いただいた部分です。福祉保健局を始めとする関係各局において、食品安全に関連して行っている事業を全てピックアップしまして、理念に基づいて体系的に示しております。

本日は、議事(1)としまして、基本的プランの前回御説明が足りなかった部分について補足で作成しました資料と、次期基本的プラン(案)を簡単に御説明いたします。

その後、議事(2)としまして、東京都が今後5年間に重点的・優先的に取り組む戦略的プランを策定するために、今の戦略的プランの評価について御審議いただきたいと思いますと考えております。

それでは、議事(1)に関連します資料1-1について御説明いたします。

こちらの資料は前回の検討部会でもお示ししておりますが、前回の御指摘を踏まえまして、評価結果の継続する事業につきまして、「事業内容を強化する予定のもの」、「継続して実施するもの」、「内容の変更を伴うもの」と3つに分類しております。また、2枚目以降にプランの内容を詳細に書き足してございます。内容としましては、左から、プラン名、プランの概要、そのプランの中でやっています具体的な事業実績ということで、事業の開始年度、具体的な事業、また参考までに今年度の予算額を示しております。予算につきましては、本来ならここ5年間の動き等も書くべきところかもしれませんが、時間の関係もありまして、参考として今年度の予算額を書いております。一番右側に、評価結果といたしまして、事務局としての事業の継続、変更、強化理由を書いております。また、例えばプラン3のHACCP導入支援では、事業実績の欄に書いてあるものがございます。こちらは、プランに関連して最近見られた動きについて記載しておりますので、御参照いただければと思います。

本日は、前回の御説明から変更した部分につきまして、変更あるいは強化と評価した事業を抜粋して御説明いたします。まず、3ページのプラン11です。こちらは、従来から事業者向けの講習会を実施しておりますが、参加の希望が非常に多数あるということで、今後も継続して実施していく予定であります。ただ、これまでの内容に加えまして、コンプライアンス向上の為のセミナーや普及啓発資材の作成などに取り組みたいと考えております。そこで、継続(強化)としております。

また、4ページ目のプラン16は、従来から輸入食品対策としまして、海外情報や学術情報の収集を実施しているところです。今後も、海外での食中毒事例の調査をして原因究明を図るなど、海外での調査方法なども踏まえまして東京都の初動調査体制の確立等に努めたいと考えております。そこで、継続(強化)としております。

5ページ目のプラン18、安全性調査・措置勧告制度の活用に関しては、前は、食品安全情報評価委員会と統合する予定にしておりました。委員から、これは条例の中でも非常に重要な制度であるとの御意見もいただきましたので、こちらは継続してそのまま基本的プランとして示したいと考えております。

また、プラン19及び20については、前は統合する予定としてお示ししておりました。改めて事業形態を精査した結果、非常に事業が多岐に渡っており、農薬の使用と家畜の育成に関してはやはり分けた方がよいと考えまして、双方ともに継続(維持)と評価しております。

6ページのプラン23、食品等の収去検査に関しましては、プラン22及び24でそれぞれ営業施設に対する監視指導を挙げてございます。そこで、収去検査だけを取り上げて別プランで出す必要はないのではないかと考えました。収去検査につきましては、プラン22及び24で、それぞれの事業者への監視指導の一環と位置づけまして、今後はプラン22、24の中で進めたいと考えております。

プラン22の製造、加工、調理、販売施設等の監視指導ですが、プランの内容は、保健所で実施しております、身近な施設を対象とした事業者に対する監視指導です。そこで、「地域監視」のように分かりやすいプラン名に変更したいと考えております。

プラン27に関しましては、継続(強化)と評価しております。で示しておりますが、最近の動きが様々にあった分野でございます。今後も、監視指導の強化や、DNA検査も含めた検査の強化を図りたいと考えております。

8ページのプラン33も、継続(強化)にしております。都民の方の不安が非常に高まっておりますので、今後もホームページの刷新をしたり、不安や要望についての調査を強化して行いたいと考えております。

次に、9ページのプラン37、39についてです。これは今まで独立したプランとしてお出ししているものですが、プラン33 食品安全の分かりやすい情報提供と統合して実施したいと考えております。

また、10ページのプラン42は継続の評価なのですが、今後消費者庁が設置されることですので、こうした動きを踏まえまして、相談体制の連携を一層図りたいと考え、継続(強化)としております。

プラン44 試験検査法の開発・改良も、従来から検査法の開発については力を入れて実施しているのですが、今後は検査期間の短縮も踏まえて拡充して実施する予定です

ので継続(強化)としております。

最後になりますが、プラン50 国との連携・提案要求に関しましては、継続(変更)としております。今までは「国との連携」としていたのですが、偽装表示の問題などでは警視庁とも連携しております。様々なところとの連携が重要ということで、プランの内容を変更したいと考えております。

以上のような考え方でプランの変更あるいは統合を行いました結果として、資料12に、次期の食品安全推進計画の基本的プラン(案)をお示ししております。新規に追加といたしました4つの事項に関しましては、前回御説明したものと同一内容ですので本日は改めて御紹介はいたしません、今現在はこうした考え方でまとめております。以上、議事(1)の資料の御説明をいたしました。

【丸山部会長】 どうもありがとうございました。事務局から、前回委員会で御要望がありました、現在の計画の基本的プランについて、それぞれの事業実績、それから評価について説明いただいたところです。皆様方の御意見を踏まえて再整理したものを説明いただいたと思います。これにつきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。関澤委員、どうぞお願いします。

【関澤委員】 確か前回申し上げたと思いますが、事業者の方や都民の方、あるいは関係団体が、食品安全に関する取組みを多角的に展開しておられます。ここでこないことをやっているとか、ここではこんな新しいことを始めたというように、お互いの情報を交換したり、例えば表彰するなど、それぞれの取組みを奨励するような形でよい例をどんどん紹介するということをしたらいいと考えています。新しい計画ではどのようにそうした取組みをする考えなのか、教えていただきたいと思います。

それから、食品安全情報評価委員会がありますが、そのプランが海外情報や学術情報の収集のところに含まれるという御紹介があったと思います。具体的にどのような取組みになるのかというのがあまりよく見えませんので、説明いただけませんかでしょうか。

【丸山部会長】 今、関澤委員から2つの御要望、御質問がありましたが、順番にお願いできますか。まず、表彰等の取組みについて、例えば、どのプランに入るのかということを含めてお願いしたいと思います。

【中村食品監視課長】 1点目につきまして、色々なお立場の方へのリスクコミュニケーションという意味では、これまでも様々に実施しているところです。表彰するという形にするかは別ですが、プラン33のリスクコミュニケーションの中で展開したいと考えております。

もう1点の食品安全情報評価委員会につきましては、枠組みは変えずに、従来どおり進めたいと考えております。先ほど説明いたしましたのは、条例にある安全性調査・措置勧告制度を示したプランを食品安全情報評価委員会の運営のプランと一緒に表現しようという前回お示した案のお話です。前回、林委員から、この制度は条例内でも重要な制度の1つなので項目を明示して残した方がいいのではないかという御指摘がありました。そこで、これまでの基本的プランと変えずに、2つのプランをそのまま残したいと考えております。

【関澤委員】 なぜ今それを申し上げたかと言いますと、多角的かつ重層的にプラ

ンを作って努力されているというのはこれから見ても分かるのですが、非常によく進んだのは何かとか、何が都のよいところなのか、といった点が隠れてなかなか見えにくい気がしています。プラン33のリスクコミュニケーションで書いてはあるのですが、都民や事業者の努力を強く支援するという立場をもっとはっきり出した方が取組みへのやる気も出ますし、都への関心や信頼も深まるのではないかと思ったのです。そこを明確にアピールしていき、都としての姿勢をもっと強く出していった方がいいのではないかということです。よろしくをお願いします。

【丸山部会長】 前回、50項目に渡って並べた基本的プランは、東京都として、食品安全のために取り組まなければいけないものを網羅的に全部挙げてある、と受け取りました。それは理解できます。しかし、今関澤委員がおっしゃったのは、何ができたのか、どういうことを中心にやるのか、ということをもう少し都民に分かりやすく示したほうがよいという御意見かと思えます。それは、これから論議していく戦略的プランにどう盛り込むかということにもつながるだろうと思えます。次の戦略的プランで、関澤委員がおっしゃったことをできるだけ盛り込み、都民に対してアピールできるものを特徴付けたらいいのではないかと思えます。項目としては、プラン33で進めていくと理解していいわけですね。

【中村食品監視課長】 はい、そうです。実は、大きな事件が相次いだことから、現在のところ東京都では、通常の予算枠とは別に、本年度2億円、来年度2億円、再来年度も2億円の合計6億円を経費として上乗せすることが予定されております。その中には検査体制の整備などもあります。委員からお話がありましたリスクコミュニケーションや都民への情報提供などの事業を中心に展開することを考えております。情報提供についても、事業者の取組みを知っていただくことを前面に出してキャンペーンを張るといった案も出ております。今年度及び来年度以降の事業で展開したいと思えます。特化したものについては、戦略的プランとして打ち出してきているつもりでおります。そういう意味では、戦略的プランの現状のプランと今後のプランの中で反映させていただければと思っております。

【丸山部会長】 アピールする部分は戦略的プランで強調する、ということですが、よろしいですか。

【関澤委員】 はい。

【中村食品監視課長】 念のため御確認ですが、食品安全情報評価委員会の運営は、プラン17に記載しておりまして、プランとしても継続です。委員会の運営自体も変わりません。

【丸山部会長】 他に御意見、御質問はございませんでしょうか。廣瀬委員どうぞ。

【廣瀬委員】 今、自主的に取り組んでいるところへの支援、あるいはそれを引き出すような手段というお話が出ました。事務局からは、プラン35の自主的な学習に対する支援というところで網羅しているというお話でした。プラン35の事業実績をみると、生活文化スポーツ局が実施している都民をメインのターゲットにしたものになっていると思えます。自主的な取組みは、食品の安全や衛生を考えた場合、誰が一番それを認識しなければいけないかというと、基本的に事業者だと思えます。ですから、事業者向けの同じような取組みについても必要なのかなと思えます。例えば、農業や

水産業で実施されている似た取組みや福祉保健局が実施している事業者団体に対する取組みなども、ある意味では関澤委員のおっしゃったお話に該当するのではないのでしょうか。ただ、各局ばらばらで動いているがゆえにお互いに見えてこない。それならば、それを統合するような仕組み、あるいは考え方ができてもいいのかなと感じます。

【丸山部会長】 ありがとうございます。

【中村食品監視課長】 お話の内容につきましては、条例の枠組みの最初に、事業者責任による食品の安全確保、色々な立場の事業者の自主管理推進ということで掲げております。例えば、食品衛生自主管理認証制度は、まさに事業者の自主管理に対する意識を上げていただいて、そのような努力が都民の目からも見えるようにするための制度を目指しています。

また、戦略的プラン2で改めて御説明したいと思いますが、産業労働局で実施しております生産情報提供食品事業者登録制度も、生産者の取組みが見えるように情報を提供する制度です。生産者や事業者が意識している相手はやはり消費者だと思えます。廣瀬委員のおっしゃるように、確かに分野ごとにばらばらになっている部分もありますので、今後、事業者が消費者にどう訴えかけているかを様々な分野でもっと統合的に評価できるように進められればと考えております。

【丸山部会長】 関澤委員がおっしゃったのは消費者、廣瀬委員がおっしゃったのは事業者が自主的に実施していることをもう少し吸い上げて、もっとそれを広げられるような考え方を是非具体化してほしいということだと思います。奥村委員、どうぞ。

【奥村委員】 多少関連すると思います。近年、色々な事件・事故が起こっておりますし、消費者の事業者に対する不信感が募っておるところです。色々な規制を強化するというお話もありますが、これ以上強化したとしても、事業者としては、それに対応してさらに厳しく色々なことを、小売業者でしたら製造委託先に、製造委託先でしたら生産者に求めるという形になり、これを繰り返してもなかなか信頼関係は回復しないと思います。今我々がやろうとしているのは、取引先と同じ目線で一緒になり、必要最低限の安全・安心に関する取組みをきちんと行っていこう、というものです。

現在この会議で審議している計画の評価についても、行政としてこれだけのことをやりました、ということが、消費者にはなかなか見えにくいと感じます。

現在我々が行っている取組みでは、小売だけではなくて、製造も卸も生産者も皆が一緒になってこういうことに取り組んでいますとか、ここまでのことに対して努力をしています、今まではやれていなかったこの部分について、こんなに努力したのですよ、というところが出てきていると思います。そうした部分を行政から評価してもらえれば、事業者も頑張る意欲が出てきますし、逆に行政がやろうとしていることについても消費者に対して見えやすくなるのではないかと思います。ですから、今言われたことを新しい計画には是非入れていただくようお願いしたいと思います。

【丸山部会長】 ありがとうございます。基本的プランの部分でも、再整理ということで何か他の角度からの御質問はありますか。小島委員、どうぞ。

【小島委員】 戦略的プランとも若干関係するかもしれないのですが、都が発表する際のニュースとして見た時に、何を重点的にやろうとしているのかということが伝わらないといけないと思っています。例えば、安全と安心のギャップが問題なのか、

それとも、今の食の安全を脅かしているものが業者の倫理欠如なのか。本当はそんなに危なくはないのに、危ないと思わせる情報発信のやり方がまずいからなのか、それとも、今の輸入食品の安全性が低いからダメなのか。要するに、食の安全を脅かしている構図がよく分かるようなものを示して、今はこれが問題なのですよということをはっきり分かりやすく伝えることが重要ではないかということです。戦略的プランを見ていると、安全と安心のギャップを問題として考えている、そして、強化する事項を見ると、情報発信をかなり重視しているなどということは伝わってきます。そこら辺をもっと分かりやすい構図にして基本的プランの中で解説していただくといいかなと思います。

【丸山部会長】 何か御意見があればどうぞ。

【中村食品監視課長】 皆様も御存じかと思いますが、国の食品安全委員会にリスクコミュニケーション部会がありまして、そちらでも安全と安心のギャップを埋めるのがまさに一大事業だとしています。委員から今お話がありました。今の日本の食品の安全レベルは、すごく高度に担保されていると思います。だけど、これだけの不安がある。そこには様々な要因があります。安全と安心という面だけではありません。例えば、不安の要素については、食品衛生法の違反の部分もありますが、消費者の信頼を裏切ったという偽装表示の部分なども大きく寄与しております。偽装表示の場合は、消費者の方の意見を聞いても、食品安全と絡めて不安というよりも信頼を裏切ったということの意味で言われます。信頼という概念については、信頼の中に安心という概念も含まれるとか、まだ整理がついていないところがありますが、とにかくそこを埋めるには、情報発信やリスクコミュニケーションが決定的に大事だということをおの5年間で感じております。今お話に出ておりました事業者の方の御努力などもお伝えして、何か起きた場合にはすぐに速報するのだという姿勢が一番大事だと思っております。そうした考えの下での新しい計画だということで整理していただければ、今後の戦略的プランの御審議も非常に有意義かと思っております。

【丸山部会長】 やはり基本的プランの評価だけをしていると、どうしても部分的なお話で回ってしまうということがあります。そこで、戦略的プランの評価をして、総合的に考えて何を重点的にするかということへ論議を移した方がよろしいかと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、現在の計画の戦略的プランについて、具体的な事業実績と評価を御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【中村食品監視課長】 それでは、現在の戦略的プランの評価につきまして、資料2に基づきまして御説明いたします。プランが11ございまして、前半を私中村が、後半は佐藤からお話いたします。

この表は、左から、プラン名、事業内容、それから当初に掲げました計画目標、そして5年間の取組みを記載してございます。また、一番右に、これまでの実績の大きな評価と、事務局の見方でもございますが、今後の方向性を簡単に記載しております。これは現プランの反省でございますので、先ほども委員からいくつか御意見が出ましたが、新しい戦略的プランをどのように表現していけばいいのかを考えるための題材として見ていただければと思っております。



それでは、戦略的プラン1 自主管理認証制度に入らせていただきます。参考資料として、食品衛生自主管理認証制度を事業者や消費者の方に御説明するリーフレットをお配りしております。中を見ていただきますと、これまでの詳細の他に、プラスアルファでカラー印刷のチラシをはさんでございます。この内容が一番新しい情報でございます。今年4月1日からのものです。この認証制度において、レストランや喫茶店も対象になったということ、それから、製品には認証取得シールを貼付できます。例えば、お弁当や総菜に、右側に載せておりますマークを貼れるようになりました。

また、これにつきましては新しい制度でございますのでここにも記載していませんが、この制度が他県の施設にも適用できるようになりました。当然、都内流通食品が前提になりますが、都内で売られているものは、他県で作ったものを運んできている例が多くあります。他県の工場で作ったものでも認証取得ができ、このシールも使えるということで各県の了解も得まして、この拡大実施を既にしております。

資料2に戻っていただきたいと思えます。(1)対象業種の拡大についてです。今お話ししましたように、計画目標は全ての業種への認証基準の設定ですが、平成20年度末までに13業種の基準を既に設定しております。この中には、今言いましたように、レストランなどの一般飲食店営業も含まれております。ざっと申しますと、東京都内の食品の営業許可施設、あるいは届出施設は約50万件ありますが、飲食店が大体半分ぐらいを占めております。こちらが対象になったということは、一番のターゲットが今後広げられるということでございます。

それから、製造業などの一部でまだ基準を設定していないものがありますので、平成21年度中にはこれらにつきましても基準を設定したいと思えます。

認証取得数は、当初39でスタートしましたが、この3月までで260施設です。これにつきましては、各方面から少ないとの御指摘をいただいておりますが、飲食店を中心といたしまして拡大を図る予定です。

2番目の製品へのマーク表示の開始では、先ほども申しましたが、これまで車や名刺、会社の説明リーフレットなどには付けられることになっていりましたが、この4月からは食品の製品そのものにもシールの貼付を可能といたしました。事業者の方にこの制度をメリットとみなしていただける幅が広がったかなと思っております。

次に、(2)制度の普及でございます。まず、事業者の方に向けて、資料にありますように、講習会やリーフレットなどで御説明しております。

2番目の都民の商品選択への制度活用としては、東京都のホームページにおきまして、既に認証を取得していただいている260施設につきましては、住所・氏名等を公表して、いつでも都民の方が御覧になれるような仕組みを作っております。これにプラスして、シールが製品に貼付されることで消費者へのアピール力が高まるのではないかと考えております。

それから、広域連携ということでございます。都外施設については、他県の了解もいただきまして制度を広げてきております。

(3)制度の信頼性の確保は、当たり前のことではありますが、今設定しております22の審査事業者の信頼性を確保するために、審査事業者の方への審査というものを都庁が責任を持って行っております。

評価に移ります。プランの実績については重複いたしますが、事業内容(1) 対象業者の拡大等につきましては、今年度中に全ての業態に基準を設け、目標を達成する見込みでございます。事業内容(2)につきましては、当初の目標は達成したものと考えておりますが、不十分な点がございましたので、今後もさらに強化していく必要があると考えております。(3)外部監査につきましては、ルーチン業務として、これからも継続していく必要があると思っております。

今後の方向性ですが、3点ございます。まずは、取得施設の一層の増加ということです。そのためには、都民及び事業者の方に対するこの制度の周知、あるいは他県の協力をより一層深めていきたいと思っております。つい最近、大阪府が認証制度を始めましたが、他県におかれましても制度を実施しているところがありますので、そうしたところと連携が図れればと考えております。以上が東京都食品衛生自主管理認証制度についてでございます。

先ほど御意見がありました。この制度は、事業者の日常の取組みをシールあるいはマークとして見せることで、事業者の方が自主管理に頑張っているということが消費者の方に見える、ということが一番の目的としております。そういう趣旨でこれからも進めていきたいと思っております。

次は、戦略的プラン2 生産情報提供食品事業者登録制度の促進です。こちらの制度もほぼ同じような考えで、産業労働局で取り組んでいる事業でございます。

(1)登録事業者の拡大は、全国事業者へ展開ということで、2,300の生産事業者、製造事業者への展開を目標としておりました。数の推移を見ますと、平成16年から4年間の取組みでございますが、平成16年度末には1,107事業者であったのが、平成20年度末は3,882事業者に拡大しております。この事業者の範囲は、北海道から鹿児島まで全国に及んでおります。

また、生産者団体・他県との制度の提携ということで、JA全農や茨城県の農協での同様の制度と連携をしております。県レベルでは、静岡県がこれに類似した制度を数年前から実施しております。静岡での登録事業者につきましては、東京都への相乗りを認めるという形で提携しています。

(2)制度の普及につきましては、登録食品マークの普及ということで、先ほどの認証マークと同じ考え方でございますが、各種イベントでのPR、業界紙への広告、そして東京都産業労働局ホームページにおきまして検索サイトを開設して周知しております。

(3)制度の信頼性の確保につきましては、3点ございます。まず一つは、登録事業者の確認・現地調査を行っております。

説明が前後しますが、参考資料としてリーフレットをお付けしておりますので御覧ください。登録の仕組みが2ページ目でございます。初めに、食品関係事業者の方が東京都に対して登録を申請します。登録を受け付けますと、外部委員と都職員で構成された登録審査会におきまして、事業者が登録してきている内容が十分に担保できているかどうか、つまり、農薬使用状況などの提供情報をインターネット、あるいは電話などの情報提供手段で第三者が確認できるかどうかを確認いたします。条件が満たされていまして登録がなされ、マークが使用できるようになり、事業者はそれに沿って商品にマークをつけたり情報提供をしたりすることになります。この情報の提

供は、東京都のホームページ等でも広くお知らせいたしまして、都民の方に見ていただいて自分の購入のきっかけにさせていただく。これが安心の確保につながるという制度でございます。

元の資料に戻ります。(3)制度の信頼性確保についてでございます。当初の登録の時点では、今申し上げましたように、十分に確認して登録するという流れになります。その後の持続性ですが、定期的に登録事業者に対する実地調査を行っております。全ての事業者については実施できませんが、ランダムサンプリングにより、都職員あるいは委託業者が実際に現地まで行きチェックをしたり、ホームページや電話情報などを抜き打ち的なやり方で確認したり、適宜調査をしております。

また、登録審査会につきましては、年に4回開催いたしまして、外部委員も入れた客観的な形で行っております。

3つ目には、食の安心推進協議会という会議がございまして、ここにおきまして、もっぱら登録制度の実施、あるいは運営に向けての御意見をいただきまして、必要なものにつきましては改善などの対応を行っております。

プランの実績ですが、事業内容(1)から(3)につきましては、登録事業者数も増えており、PRや他県との連携等を含め、予定どおり進行しております。

今後の方向性ですが、都民の評判も大変よろしく、今後も継続してこの制度を充実したいという考えでございます。

続きまして、戦略的プラン3 科学的知見に基づく未然防止を推進する、でございます。非常に高度な内容を含み、また分かりにくい専門的な内容ではありますが、事業内容といたしましては、(1)食品の安全に関する情報の収集・分析、リスクコミュニケーションの側面のある(2)安全に関する情報の評価と都民への提供、それから(3)リスク情報に対応する施策の展開の3つに分類しております。様々な情報を収集し、事業者の状況も踏まえた上で都民への情報提供を行い、東京都の施策に反映していくという3点でございます。

それでは、(1)から簡単に説明させていただきます。食品の安全に関する情報の収集、分析は、計画目標に書いておりますように、魚介類を中心に有害化学物質の汚染状況を分析する事業です。毎年度、魚介類及び市販の各種食品1,700検体につきまして、水銀やPCBなどの有害化学物質の汚染実態調査を実施しています。

具体的に申しますと、東京湾の魚を毎年一定数サンプリングしております。PCBなどは、皆様ご存知のとおり、1、2年で分解するものではありません。汚染量は微量ですので、直接すぐに被害があるというものではありませんが、東京都では、こういう物質のモニタリングを昭和40年の後半から30年以上にわたって実施しております。データを見ましても、一般的に言われているように難分解性である塩素系物質の影響が依然としてありまして、これは地道なデータではありますが、東京都が責任を持って確認しなければいけないだろうというものです。東京湾の魚だけではなくて、その他の食品につきましても基本的な分析をしております。これは今後も継続して進めたいと考えております。派手な事業ではありませんが、例えば環境ホルモンや、現在であれば極微量の水銀など、様々な科学技術の進歩の中で世界的なレベルで改めて再評価される可能性もあります。専門家からも、これは続けていただきたいという御意見を

いただいております。東京都として今後も責任を持って続けていくべき事業であると考えております。この事業は、毎年度目標どおり達成しております。

次に、(2)安全に関する情報の評価と都民への提供です。専門的であります学術情報、あるいは海外情報を都民の方に分かりやすく提供していくという内容でございます。食品安全情報評価委員会におきまして、どのように情報を出すのかということについて、かみ砕いた形でこのように表現した方が使いやすいなど、あらかじめ専門家の御意見をいただき、情報発信のあり方について検討しております。2項目目に具体的に報告書として取りまとめたものを挙げております。

平成17年度には、「健康食品の安全性に係る情報の検討」、平成18年度には、この年ブレイクしました「調理従事者を介したノロウイルス食中毒の情報に関する検討」を報告しております。これらは施策にも反映してございます。現在は、食肉の生食による食中毒専門委員会において、食肉の生食に関する情報評価の検討を行っておりまして、今年度中には報告書をまとめる予定でございます。御案内の方も多いかと存じますが、背景を簡単に申し上げます。食中毒の原因として一番多いのは、昔は腸炎ビブリオなどでしたが、現在の1位、2位は、ノロウイルスとカンピロバクターによるものです。特に、カンピロバクター食中毒の大半は食肉の生食由来と推定されており、規制あるいは普及啓発を強めていく必要があると考えております。その部分について、具体的にどう行っていくのかということを検討いただいているところです。

続きましてこれらの成果ですが、食品安全情報評価委員会の評価、あるいは報告書の内容を踏まえて、東京都のホームページ、パンフレット、リーフレット等において、事業者、消費者の方への情報提供を実施しております。具体的には、以下に記載がありますリーフレットなどがございます。このようなものを作成いたしまして、情報提供を行っております。

これらと関連しまして参考ですが、東京都消費生活条例第9条に調査の規定がございます。第9条に基づく調査の中で、「金属製アクセサリ等に含有する重金属の安全性に関する調査」が平成18年3月にまとめられております。時期を同じくして、国内では簡単なアクセサリの鉛の中毒などが、アメリカでは中国産のおもちゃの鉛の問題が報告されておりました。この調査結果も一端となり、一つの成果として、食品衛生法のおもちゃの基準が強化されております。直近では、東京都商品等安全対策協議会で「ベビー用おやつの安全対策について」報告しております。これは出たばかりの報告でございますが、赤ちゃん用おやつについて、安全対策の必要性がうたわれております。もし必要がありましたら、生活文化スポーツ局から詳しく補足説明いたします。

(3)は、上記の評価委員会での評価、あるいはレポートを踏まえた結果として、具体的に行政施策へ反映したものをまとめております。例えば、健康食品に関することであるとか、ノロウイルス食中毒防止に関することなど、行政施策として一步踏み込んで具体化するというカテゴリーでございます。特に、健康食品につきましては全国制度でございますので、東京都で様々入手した情報を国の健康食品の担当にも伝えており、国でも東京都の情報や成果につきましては非常に注意深く見ていただいております。こうした連携が近年非常に強化されており、情報提供は随時行っております。

また、参考でございますが、消費生活条例に基づく調査結果につきましても、関係省庁へ情報提供し、最終的には国の制度、あるいは法改正へもつながってきているものと考えております。

評価につきましては、ほぼ目標を達成しておりますが、非常に広範な取組みを抱えておりますので、生活文化スポーツ局所管の消費生活条例の運用に関わる部分も含めて、今後とも継続が必要ではないかと考えております。

続きまして、戦略的プラン4 事故発生時における的確な被害の拡大防止を図る、です。これにつきましては、関係各局の連携のため、緊急連絡会議が開催できるようになっております。その運営要領を平成18年度に制定しております。この要領制定以前から連絡会議は実施しておりましたが、具体的に大きな問題が発生したときには、この連絡会議を適宜開催して、各局間の情報の共有化を図っております。まず、平成18年度、ノロウイルス食中毒が多発した時に開催しております。産業労働局、生活文化スポーツ局だけではなく、東京都が抱えている施設などでも色々な不安が広がっておりますので、教育庁も入って情報を共有化いたしました。また、輸入冷凍餃子による健康被害の発生の際にも開催しております。事件性が高いものでありましたが、発生の途上におきましては非常に不安感が広がりました。極端に言うと、給食施設で輸入食品の食材を使っていいのかなど、様々な疑問が都庁内各局でもございましたので、客観的に知っていただくためにも情報の共有を図ったものでございます。同じようなことで、昨年メラミンの事件及び米穀の不正流通時にも開催いたしました。流通量自体は少なかったのですが、どのように入っているのか分からないということで、お米を使う業界全部が非常に不安に苛まれていました。実害はないのですが、やはり正しい情報を共有化することが必要だということで開催したところです。輸入冷凍餃子や事故米の事例などについては、冷静な情報を持つことが大事だということ、緊急連絡会議の開催の中でも感じました。

こうしたことを踏まえまして、(2)マニュアル等の検証では、各局それぞれの取組みによってマニュアルを整備しております。また、中央卸売市場は、危機管理のマニュアルに基づく机上訓練を毎年行っており、築地を中心とした中央卸売市場の取組みが強化されてきております。福祉保健局におきましても、食中毒の訓練を毎年行っております。2年前になりますが、多摩地域の大学におきまして、O-157による数千人規模の食中毒事件がありました。一つの保健所がパンクしそうになり、マニュアルに基づきまして、近隣の保健所からの応援等を行った事例があります。稀にはありますが、大規模食中毒などが発生した時には、実際の応援体制などの実務対応がマニュアルに基づいてスムーズに行えると実感いたしました。今後も充実したいと考えております。食中毒訓練の一つとしては、シミュレーションによる危機管理訓練なども実施しており、他にも各局様々な取組みが進められております。以上が、戦略的プラン4でございます。

戦略的プラン5は、輸入食品の安全確保についてです。(1)は行政内の事業です。輸入食品監視班という専門監視班が設置されており、輸入事業者への立入指導を年間600軒程度、収去検査を約8,500項目、そして表示検査も行っております。こちらは2班4名体制でしたが、メラミンの事件などが様々に起こりましたことから、今年の4月か

ら、微々たるものでございますが1班2名増強されて、3班6名体制となりました。

(2)輸出国の生産情報に基づく効果的な検査や監視の実施では、輸出国の実態を踏まえた検査・監視の実施が計画目標です。水際での輸入食品の検査は国の業務ですが、すぐに流通いたしますので、流通後は東京都を始めとした自治体の責任で取り組みます。様々な検査の実施や、そのための検査法の開発を行っております。

また、輸入食品では緊急的な監視を2回行っております。具体的には、まず、平成19年6月から海外における輸入食品に関する事件・事故が国内でも大きく取り上げられました。この時は、食品だけではなく医薬品なども大きな話題になりまして、国内での発生はあまりなかったのですが、アメリカなどでの情報から非常に不安が広がりました。そこで、安全確認のために都内に流通する外国産の輸入加工食品を100検体程度追加で緊急的に検査いたしまして、結果を直ちに公表いたしました。不安解消の一助になったのではないかと思います。

2回目の緊急的監視ですが、輸入冷凍餃子による健康被害事例が発生いたしました際に、輸入の冷凍食品にターゲットを絞りまして検査を実施しております。この時には農薬の検査に特化して実施しております。当然、全部マイナスでございましたが、やはり一定の鎮静効果、不安を払拭する材料になったのかと思います。

この緊急的監視の意義としては、検査による安全確認の意味合いもありますが、こうした事件が起きた時に一定数検査をして、「これについては大丈夫でした」と言うことも大事なことなのだと改めて感じております。不安の払拭という意味での検査を実施してきております。

(3)は、輸入事業者講習会の開催です。輸入食品の安全確保は、監視だけでは追いつかないところが実情でございます。行政は、例えば、海外の国の状況などの情報入手はできますが、直接的には手が届きません。ですから、先ほど委員からもお話が出ましたが、事業者の方がどう取り組むかが最も大事なところであり、事業者自らに意識を高めていただいて、自らが取り扱っている商品がどういうものかという現地の情報を十分にとっていただく。そして、責任を持って国内で販売していただくことを働きかける必要があります。今後の事業もそういう流れでいくと思います。そうした意味で、事業者の方に自主管理を進めていただくための講習会を毎年開催しております。

特に平成19年度は、輸入食品に対する都民の不安が高まりましたので、例年は秋に開催している事業者講習会を8月に緊急に前倒しいたしまして、事業規模も通常より拡大して開催いたしました。このような対応につきましては、これからも随時行う予定です。以上、戦略的プラン5まで中村から御説明いたしました。

項目が多いのですが、続けて戦略的プラン11まで御説明して、後ほど検討という流れでよろしゅうございますか。

【丸山部会長】 そうですね。続けてください。

【中村食品監視課長】 続きまして、戦略的プラン6以降は佐藤から御説明します。

【佐藤食品安全担当係長】 戦略的プラン6 農産物の生産段階における指導の充実は、産業労働局が実施している事業です。生産段階において、農薬の適正使用の指導を行うとともに農林総合研究センターで残留農薬の検査を実施しています。年間500検体近くの検査をしまして、検査結果をホームページで公表しております。合わせま

して、土壌中のドリリン系農薬の残留農薬調査も実施しております。ドリリン系農薬については、土壌中では非常に分解されにくく、またウリ科の作物が吸収しやすいという性質を持っています。実際には使用していなくても、土壌に残っている分を吸収してしまうため、検出されてしまうことがあります。そこで、ほ場の土壌の残留調査を実施しまして、検出された場合には、ウリ科作物ですと吸収してしまいますので、栽培作物種の変更などを指導しております。また、委託により、ドリリン系農薬の分解についての調査を行いまして、普及啓発の一端にしております。

事業実績としましては、計画目標を達成しております。今後は、これまで行政の指導の充実というプランとしておりましたが、生産者の自主的な取り組みである東京都GAPの推進を含めたプランとして、生産者の取り組みを検証する形で行政が関わっていく、という内容に展開する必要があるのではないかと考えております。

戦略的プラン7 農薬ポジティブリスト制に対応した効果的な検査、監視指導を実施する につきましては、平成15年に食品衛生法が改正されまして、使用できる農薬の基準が非常に強化されたため、それに対応するために戦略的プランとしたものでございます。産地情報の収集と重点監視等の実施が計画目標です。産地情報の収集につきましては、特に違反事例について、他自治体、関係団体を通じて情報を収集してまいりました。また、検査機器の強化として、検査機器を増強しまして、残留農薬、動物用医薬品等の検査を実施しております。

計画目標は達成しており、平成18年の本格的な施行からすでに3年目が経過しておりますので、今後も検査体制の強化は図っていきますが、ポジティブリスト制に対応したものという枠組みではなく、違った整理が必要ではないかと考えております。

戦略的プラン8 「健康食品」による健康被害の防止は、健康被害の防止の観点から、景品表示法を所管しております生活文化スポーツ局と福祉保健局とで実施している事業です。ここでいう「健康食品」は、健康茶のような食品の形をしているものからサプリメントのようなものまで幅広く捉えております。保健機能食品などもあります。しかし、「健康食品」の中には、医薬品成分が検出されるようなものもあり、戦略的プランとして施策を実施しております。事業内容は5点あり、それぞれについて計画目標を設定しております。まず、(1)事業者に対する監視指導では、職員が客の形で市場に流通する「健康食品」を購入し、表示や含有成分の検査などを実施しております。また、1,500名規模の事業者講習会を毎年1回実施しております。

(2)食品安全情報評価委員会による検討と施策への反映 では、食品安全情報評価委員会に「健康食品による健康被害事例専門委員会」を設置して検討を行っております。また、生活文化スポーツ局と連携しまして、大学生60名に消費生活調査員の特別調査員を委嘱しまして、インターネットでの広告表示調査を実施しております。

(3)危害拡大防止のための仕組みづくり では、医師会と薬剤師会と協力いたしまして、健康被害情報の収集・分析・評価と医療機関への情報提供を行っております。

(4)医療機関に対する情報提供の仕組みづくり では、「健康食品ナビ」という健康食品関連のホームページにおきまして、「健康食品データベース」を開設しまして情報提供を実施しております。

その他にも、(5)都民への普及啓発 として、都民フォーラムで健康食品を取り上げ

たり、普及啓発資材等を充実しております。

今後の方向性としましては、各局連携の下、健康食品に関する総合的な対策の充実が必要ではないかと考えております。

続きまして、戦略的プラン9 食品表示を通じて正確な情報を提供する です。主に2点の事業内容がございます。

まず、それぞれの事業所で、適正な表示をするための核となる方の育成が重要ということで、適正表示推進者の育成講習会を平成17年度から実施しております。今年度末までに延べ10回開催し、今までに2,687名の方の登録をいただいております。また、登録いただいた方に対してフォローアップ講習会を開催しまして、最新情報を提供しております。昨年8月には、東京都消費生活条例の告示に基づきまして、調理冷凍食品の原料原産地表示の規制が開始されました。そちらについても事業者説明会を実施しております。

消費者向けの正しい知識の普及につきましては、2つの計画目標がございますが、消費生活調査員への研修の実施、そして、御要望に応じまして定期的に地域の表示学習会へ職員が行きまして、都民の方へ表示について御説明をしております。

今後も(1)及び(2)の事業につきましては継続したいと考えております。また、現在も実施しておりますが、JAS法に基づいた表示の適正化のため、DNA鑑定による食品の科学的検証に基づく調査を充実させる、という内容を含めたいと考えております。

戦略的プラン10 一人ひとりが食品の安全を考え理解し行動できるようにする は、食育事業でございます。計画目標は、地域・学校・家庭での実践ということで、この5年間の取組みで食育推進計画の策定、食育推進協議会での検討を実施しております。

現在の食品安全推進計画が策定された時には、東京都の食育基本計画が策定されておりましたので、こちらの計画の戦略的プランとして実施してきたところです。現在は、食育につきましては、食育推進計画に基づきまして全庁的に実施しておりますので、今後は枠組みの整理が必要ではないかと考えております。

最後になりましたが、戦略的プラン11 リスクコミュニケーションの推進 についてです。事業内容としては、資料にございますように、メールマガジンの発行や都民フォーラムの開催、各種リーフレットなど普及啓発資材の作成、分かりやすいホームページの提供といったものに取り組んでおります。また、消費生活情報誌や懇談会の開催などにも取り組んでおります。

やはり重要な事項ですので、今後も重視して取り組みたいと考えております。また、現在の計画では、計画目標を「食品の安全に関する共通認識の醸成」としてありますが、より具体的に設定すると共に、基本プランの中でも新規として示しておりました、マスメディアを通じた情報発信の充実、リスクコミュニケーションに関係する人材の育成にも取り組む必要があると考えております。以上、現在の戦略的プランの評価を御説明いたしました。

長くなりまして恐縮ですが、資料3を御覧ください。資料3は、次回の検討部会の導入になるのですが、次期の戦略的プラン策定の考え方について、事務局の案をお示ししたものです。現在の計画について、足りない点や見直すべき点など戦略的プランの評価についてこれから御審議いただくわけですが、御議論いただく際の御参考にし



ていただきたいと思ひましてお付けしております。

食に対する都民の不安を解消し、信頼確保するための次期戦略的プランの考え方といたしまして、事務局が考えました課題の整理を左側に載せております。都民の食に対する信頼の確保が第一に求められていること、冷凍餃子事件もございましたが、健康危機発生時には迅速な対応が必要であること、情報の幅広い収集が必要であること、そして、事故米の不正流通など表示偽装が多発しておりますので、これまで以上に食品事業者の方にはコンプライアンスの向上が必要ではないかと考えております。また、ノロウイルス、カンピロバクターによる食中毒が増えており、食品事業者の方の自主的な衛生管理のさらなる推進が重要ではないかと考えております。他にも、食物アレルギー対策の推進や、行政機関の一層の連携強化がこれまで以上に充実する必要がある、と課題を整理しております。

こうした課題を前提といたしまして、次の5年間に向けての施策の方向性、またその中で必要な戦略的プランを議論していただきたいと考えております。施策の方向性として、右下に事務局としての案を4点挙げております。

現在の戦略的プランの中には、すでにこちらの課題に対応しているものもあるかと思いますが、対応するプランがない課題もあると思います。ですので、そうしたことを踏まえながら、現計画の戦略的プランについて、継続するもの、もし継続するならどういった点でどこを強化しなければならないかについて御意見をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【丸山部会長】 ありがとうございます。11項目の戦略的プランについて、評価を詳しく説明いただき、さらに次の検討への導入について事務局からの希望がございました。まず、この11項目の評価について御質問、御意見をいただけたらと思ひます。いかがでしょうか。奥村委員、どうぞ。

【奥村委員】 食品衛生自主管理認定制度や生産情報提供食品事業者登録制度は、本当にきちんとやっていく必要があると思ひます。我々が仕入れをする時には、当然委託先を確認させていただいたり、PB商品を作る際にはかなり厳しく基準を決めたり、様々な取組みをしています。他にも、例えばISOやHACCPなどを取得している企業にとっては、さらにもう一つ何か確認をしてくださいますということ、負担になるのではないかとと思ひます。ですから、同等の管理をしているところについては、その点を以てきちんと評価して、他のこれとこれが確認できれば認証する、という体制ができればもっと広がるのではないかと感じました。生産情報提供食品の制度についても、同じように、JAなどではトレーサビリティについてきちんと対応していると思ひます。そういったところと連携し、ここが確認できれば、ある程度審査を進めていくという形でない、と、登録数は増えていかないのではないかと感じました。

多くの事業者が都の基準以上のことをやっているのではないかとと思ひます。ただ、中小の事業者の中でもまだ基本的な部分をきちんとできていないようなところについては、都から積極的に働きかけをして、ベースの部分を引き上げられればよいと思ひます。

戦略的プラン3 科学的見地に基づく未然防止については、ずっと継続して実施していただきたい事業です。問題ないことを確認していただかないと、例えば、何かが少

し検出されたとマスコミで取り上げられた時などに大きな問題になります。食品中や自然界にはそもそもそうした物質が含まれていて問題がない、ということをきちんと公表していただければ、風評被害のようなことは起こりにくいのかと思います。

リスク情報については、今後考えるべきリスクとして、現在はカンピロバクターが挙げられていますが、それ以外にも幾つか考えられると思います。5年間という先のプランですので、やはり新しいものを提案したらどうかと思います。

戦略的プラン4 事故発生時の対応については、主には食中毒対応のようですが、全体的話を聞くと、フードテロのようなもの、産地偽装などの安心に関わるものなども対象になっているようです。安全という部分に対して実施するものと、安心や故意に対応するものとは、きちんと整理をした方がよいと感じました。

農薬については、ポジティブリスト制度ができてから、我々も検査を非常に強化しているところでございます。いかんせん、小規模の生産者の中には、まだ使用履歴をつけていないところなどが見受けられます。また、ドリフト対策については、普及啓発なども必要だと思えます。

戦略的プラン8のいわゆる「健康食品」については、一部に違反のものが含まれることを我々も注意して見えています。1つありますのは、効能効果を暗示するような表示について、違反に該当する例や法令の規定の範囲内の例など、表示の具体的な例を分かりやすく事業者に示していただきたいと思えます。メーカーにとっては、商品のメリットは大きく、デメリットは小さく書きたい、という思いがやはりあるのです。ですから、消費者が必要な情報はきちんと書き、効能効果の表示についてはいけないのだ、ということはきちんと事業者に対してお示しいただきたいと思えます。長くなりましたが、こういったことを感じました。

【丸山部会長】 ありがとうございます。申し訳ございません。今、奥村委員からはお感じになったことを何点か続けて御指摘いただいたのですが、項目ごとに意見を深めた方がいいのではないかと思います。今の奥村委員からの御意見を含めて、まず1番について、この評価をどうとるか、御意見があればお願いしたいと思えます。

【関澤委員】 では、よろしいですか。奥村委員からも御意見があったのですが、新しい制度を作って事業者の取組みを推進しようとしているのに、屋上屋ではないか、ということの御指摘だったと思えます。また、認証を受けた方がおられて、このマークがあっても、ほとんどの方が知らないのではないかと思います。私は少なくとも知りません。こうしたよいことを広く知ってもらうことは大事だと思えます。このような制度があるのだと分かれば、では私も受けてみようか、という事業者の方もおられると思うのです。この会議にも、小島委員という色々なところで紹介していただける貴重な方がいらっしゃると思いますが、間違い情報を指摘するだけではなく、東京都ではこうした新しいこともやっている、ということをお知らせの方などにアピールしたらいいのではないかと思います。それが先ほど言ったことの1つにもなると思えます。

【丸山部会長】 こうした情報を伝えることについて、小島委員何かございますか。

【小島委員】 おっしゃるとおりで、制度の最初には恐らく記者会見で発表されていると思うのですが、新しく対象が増えました、など、何かしらのニュースの材料は毎年毎年必ずあると思えます。その機会ごとに広報していくことですね。

【丸山部会長】 他に戦略的プラン1について、何かございますか。

先ほどの説明の中で、全体の施設数は非常に多数あるものの、260施設というのは、はっきり言って「しか行っていない」というレベルだと思います。こういうのは時間がかかるものですが、思ったほどあまり進まないという感じが私自身はします。その理由は何なのでしょう。

【中村食品監視課長】 実は、今年が元年だと考えています。やはり、一般飲食店というメインの施設が対象にできなかったことが大きいです。基準設定等の技術確定のために製造業から始めなければ難しい一面があり、最初は豆腐製造業や社会福祉施設の集団給食施設などから始めております。それらの施設に幾らマークを張っても、消費者の方が一般的に広く使う施設ではありません。豆腐製造業は比較的一般的ではありますが、製品へのシールの貼付が可能になったのも今年からなので、周知するには制度のバックアップ体制が少し弱かったのです。そうした意味で、制度開始から5年が経過しているものの、今年が元年だと思っております。一般飲食店への認証開始、製品にマーク貼付が可能、都外の工場もオーケー、という3つの条件がやっとそろったのが今年の4月からなのです。

奥村委員からの御指摘もありましたが、他の制度とはターゲットを分けて考えております。大工場はISO22000、製造業で一定の業種のものにはHACCP、都の認証制度については、それ以外の中小の部分としております。特に、工場もターゲットとしておりますが、主には飲食店などでの食中毒防止のシステムであると考えております。そうした住み分けはしたいと思っております。実際に実現できるかどうかは分かりませんが、ISO22000やHACCP認証をすでに取得されている事業者の方が取得を希望されるのであれば、相乗りすることにあまり矛盾はないと考えております。検証しないと実際のところは分かりませんが検討したいと思っております。戦略的プラン2 生産情報提供食品の制度については、産業労働局の考えがあると思っております。

【丸山部会長】 産業労働局は御意見ございますか。

【大川産業労働局食料安全室長】 私どもは、戦略的プラン2の生産情報提供食品事業者登録制度を担当しております。こちら登録数は3,882事業者で、国内の生産者数に比べれば圧倒的に少ない数でございます。平成16年度からこの制度を始めており、始めた当時は先進性がありました。現在は、奥村委員のお話のように、他の事業者団体、あるいは流通業者の方々が同じような制度に取り組みられています。屋上屋というお話もございましたが、バッティングする面もかなりあり、大いに働きかけはさせていただいているところです。極端な例でいいますと、結局のところは、取り組まれている方がマークが2つついてしまうことに対してどのように感じるか、なのです。それを売りと考える方もいらっしゃるれば、あまりにも色々な情報を出すことが却って混乱の元だという考えもございます。ただ、生産情報が消費者の方に多く伝わることは当然いいことです。そうした体制を進めるためと考えますと、まだ登録事業者数は足りません。私共としては、とにかくまず消費者の方に制度について知っていただくこと、そして、他の生産団体の方々と提携することで、広い意味で情報提供を進める方を増やそうと取り組んでおります。そうした意味で、引き続き積極的に取り組みたいと考えております。

【丸山部会長】 ありがとうございます。ある意味戦略的プラン1と2は似ているのですが、他に御意見はございますか。廣瀬委員どうぞ。

【廣瀬委員】 食品衛生自主管理認証制度について考えると、やっとスタートラインなのだと見えます。今、中村課長が言われたように、色々な試行錯誤の中で、本来あるべき制度の形がなかなか今まで実現してこなかった。それはどのような点かという、どう都民の方に制度を知らしめていくかという問題がまず一番大きい問題だったと思います。今年度中に全ての業種に基準を設定予定だとのことですが、残っている業種はほとんどが製造業だと思います。それぞれの製造業で認証シールをつけられて初めて一般都民の方が手にとって見ることができます。加えて、東京都内では、現在製造業が非常に衰退化しております。東京に流通している食品の相当数は都外から入ってきているのが事実だと思います。そういった点で、都外に対象を広げたことも、都民の方が手に持って認知するための条件になると思うのです。そうすると、ここからの1、2年の間の動きがとても注目される部分であって、少なくともこの制度についてはやっとこれがスタートラインなのではないかと思います。

認知の問題ということでもうひとつ言いますと、東京都の現状として、ホームページの作りがどんどん統一化されています。例えば、認証制度について、単独のホームページを作れないのでしょうか。東京都のページからどどんたどっていき、やっと制度のホームページが出てくるのでは、見る側からすれば見えないのとほとんど同じだと思うのです。ホームページの作り方を考える必要があると思います。

また、戦略的プラン11では、ホームページでの情報提供として、食品安全ネットフォーラム、食品安全FAQ、生活文化スポーツ局ホームページなど複数のページが載っています。都民の側からすれば、1つずつのページにアクセスするのはある意味不可能に近いと思います。食品に関するページとして体系的に見られるような作りはできないのでしょうか。どこに何があるか分からない。行って初めて初めて分かりやすい情報がそこにあった。これでは、入り口でみんなシャットアウトされてしまいます。是非そんなことも考えていただければと思います。

【丸山部会長】 主に2点ありました。戦略的プラン1、2については、これからがスタートだということで、それなりの評価をいただきました。もう一点は、戦略的プラン11で、ホームページの作り方にも工夫が必要ではないかという御意見でした。

戦略的プラン1、2について何かありましたらどうぞ。矢野委員どうぞ。

【矢野委員】 戦略的プラン1とも関連するかもしれませんが、戦略的プラン2に関してです。生産情報の提供については、戦略的プラン6と内容が少し関係する部分があるかと思っています。戦略的プラン1でもそうでしたが、既に他の方法で対応している事業者については、もう少し整理して取得が進む対策をとる必要があるのではないかと思います。

また、今後の方向性として、「生産情報に関する都民の関心は高く」と書かれています。都民の関心が高いけれども、実際にはあまり広がっていないので認知度も低いわけです。都民の関心が本当には何に対する関心なのかを把握する必要があると思います。例えば、生産情報に関する関心は、様々な偽装等の事件があった時に農薬や原産地を知りたいということから、生産情報も分かるとよい、というところに行き着くわ

けです。事件によるうねりが静まると関心度も弱くなってしまうわけです。

生産情報の提供や自主管理認証制度を推進するのにあたっては、都民が本当に欲していることは何なのか、もう少し掘り下げて関心の対象を広く聞いたほうがいいのではないかと思います。そうすればPRの仕方にも影響が出てくると思います。以上です。

【丸山部会長】 ありがとうございます。戦略的プラン2は、プラン6に関連付けて工夫することができる。また、切り口は大変難しいのですが、都民は元より、生産者にしても事業者にしても、情報をどうやって得ていくかについての工夫も戦略的プランでは考える必要があるだろう、という御意見でした。

【中村食品監視課長】 はい。

【丸山部会長】 プランごとに考えていきますとどうしてもそれぞれに切れてしまうのですが、お互いに関連するわけですから、個々のプランが有機的につながるようなプランができれば理想だと思います。

【大川産業労働局食料安全室長】 戦略的プラン6についてですが、GAP(適正農業規範)は、最近は農業生産工程管理という言い方をしますが、言わば農業版のHACCPだと考えています。当然ながら、他の各県はそれぞれGAPをどんどん進めてございます。東京都も遅まきながら取り組んでおりますが、GAPについては、当然、東京都内の生産者に対しての取組みとなります。戦略的プラン2の生産情報提供食品事業者登録制度は、都内に限らず全国展開しておりますので、プラン6とはターゲットが違うという点がございます。一方で、恥ずかしながら、生産情報提供食品事業者登録制度においては、都内生産者の取組みが非常に少ないという面もございます。矢野委員からの御指摘のように、都内の生産者の取組みをもっと進めていくために、GAPの推進の取組みと連携して取り組みたいです。

【丸山部会長】 次に、戦略的プラン3はいかがでしょうか。加名生委員、どうぞ。

【加名生委員】 消費者としてずっとお話を伺っていました。食品衛生の認証制度があって、生産情報を提供する事業者の登録制度がある、というお話でした。これまで、認証シールがなくても普通に買い物をして食事をしていて、危ないことだらけなのかと勝手に思っています。これからは、シールを見ながら買い物をするのか。それは、何か違うのではないかと思います。本当は、そのようなことには関心がなくて、それでも日常的に食品を食べているというのが当たり前だと思います。安心、安全、危ないとかいうことではなくて、普通に買い物をして生活している、というのがあるべき状態なのではないでしょうか。事業者は事業者で次々と色々な対策を取り入れて危機管理をする、私達は私達で自主管理のマークなどを見て買い物をする、それがあべき姿だと言われれば、私達の意識が足りないのかもしれない、何とも言えない矛盾の中にある気がします。混乱しながら皆さんのお話を伺いました。

情報についてですが、私自身は情報に対してとても興味があります。先ほど、廣瀬委員がおっしゃったように、アクセスした時に一覧がぱっと出てくるサイトがあればすごくいいと思います。消費者の金融トラブルなどに関係して区でもボランティアをしているのですが、そうした情報は、国民生活センターや警察のホームページにアクセスするとまとめて出てきます。例えば、 町でこんな詐欺まがいのことがあったが事件にはなっていない、といった情報が見られるのです。

食品についても、そうした情報が一度に見られるようなものがあれば、何か疑問を持った時にはそこで自分で確認できて安心できます。例えば牛乳だったら、牛乳についてこんな事例があった、というのが一覧で出てくるようなものです。また、食育になるのかもしれませんが、消費期限の前に加熱しておけばもっと持たせることができる、といった消費者の工夫についての情報もあるといいと思います。

初めに言ったように、全部制度にならないと私達は安心して生きていけないのか、普通に生活しているのが本来の安心なのではないか、と感じました。

【丸山部会長】　　こういう制度はあまり必要ないということですか？

【加名生委員】　　こういう制度の必要があると考えられてきたことが問題なのです。それには、少し持論を展開すると、今の日本では、心を置き去りにしてきたといえますか、そういう社会があると思うのです。事業者の思い、消費者の思いをお互いに酌み取っていれば、法律もきっとそうなのですが、がちりと規制を決めなくてもいいのではないかと思います。ただ、善人ばかりではないということも確かですし、そういうのが人間だとも思いますので、そうした部分を規制するのが法なのかなとも思います。何だかちぐはぐですみません。

【丸山部会長】　　大変大事なところだと思います。消費者の方との、いわゆるギャップ、ずれに対して、行政も色々な相談を受けたり、施策を行ったりしていますが、そのあたりについて何かありますか。

【中村食品監視課長】　　矢野委員がおっしゃったことも、加名生委員がおっしゃったことも、ある意味では同じことのように聞こえるのです。都民の関心がどこにあるのか、ある時には原料原産地であったり、ある時には農薬のトレーサビリティであったり、時代背景で、あるいはニュースの大きさなどでどんどん影響を受けます。私もそうなのですが、大体の場合は大して気にせずに物を買うのですが、何かの時に気になるのです。そうした時、情報が開示されている状況というものをこうした様々な制度では作っているのではないかと思います。毎日ではないのですが、たまに気になる時があって、そうした時にはアクセスして見れば、結構しっかりやっている、というところが、信頼感や安心感になるのではないのでしょうか。それは、買い物たびに一々見ていたら確かに切りがありません。

昨年から取り組んでおります冷凍食品の原料原産地表示についても同じことが言えると思います。非常に難しい表示で、ぱっと見て分かることも、分からないこともあります。それでも、それが表示されていれば、たまに気にして見た時に、確かに書いてあるということが安心感につながると思います。必ずしも毎日の生活のための対策ではないのだと最近感じております。

不安や心配など、立場や状況によって消費者が求める情報は様々に変わるのでしようが、当初に関澤委員からお話がありましたように、開示されていることが結局安心感につながる。事業者が取り組んでいる内容について、消費者がアクセスすればすぐ知ることができて、「案外やっているではないか」ということを行政が介在して提供できれば、信頼感に結び付けられるのではないかと考えております。

【関澤委員】　　話が逸れるかもしれないのですが、食品安全委員会には食品安全モニターという制度があり、アンケート調査などを行っています。アンケート結果では、

消費者と専門家、行政との間のリスク認知のギャップについて、この5年間でギャップが広がったと言う人が多かったのです。前は、両者の間にギャップがあるという回答は7割くらいだったのですが、最近の調査では9割を超えています。それは何故か、ということまでアンケートでは聞いています。すると、行政や専門家の言うことが難しいこと、消費者に知識が必要になってきた、ということで、余計ギャップを感じるようになってきているらしいのです。もう1つ、同じ食品安全委員会でフランスの方のお話を聞いた時に思ったことです。フランスではすごく伝統を大事にしています。お昼には必ず家に帰って食事をする。家庭で食べるのが当たり前だという感覚です。そうした食事時の中心的なテーマは、表示が何だとかいう話ではなくて、「これはいいね」とか「おいしいね」といった話なのです。生産者や事業者がこれだけ一生懸命いいものを作ってくれている、ということが広がれば、表示の細かい話は自然と消し飛んでしまうと思うのです。現状では、一所懸命努力してすごくいいものを工夫して安全に作っているのに、それが伝わっていないということがあるのではないかと思うのです。そういう面では、都やメディアの方など、色々なところでもっと皆さんに伝えた方がよいのではないかと思います。そうすれば、細かいことは気にしなくてすむような世の中ができるのかと思いました。

【丸山部会長】 完全には納得されないとは思いますが、加名生委員、よろしゅうございますか。

【加名生委員】 原産地表示をしても、その原産地は別に問題がないのだという知識を持っていればいいのですが、例えばその原産地で過去に問題があって、それについて安心できるかどうかの情報もない場合、逆に不安をあおるのではないかと思うのです。だから、例えば、添加物が入っていてもこれはいいのです、健康上に問題がないから入れているのです、というような消費者教育、情報発信をするのが必要だと思います。食品を長く持たせるために入っていて、日本人の体にはこれだけの量なら大丈夫なのです、という情報はなくて、こうした物質が入っているが、この物質にはこうした病気を起こす場合がある、といった、悪い部分が増幅された情報が特にテレビなどは多いと思います。視聴率が上がるから、ますますそういう方向に走るようすが。 がいいという番組が放送されると、スーパーからそれがなくなることもあります。そういう時に、例えば「 だけを食べてもだめです」という報道が片方であれば、1つの食品だけに走ったりはしないと思うのです。そういう行動をしてしまう私達もいけないのですが、そうしたことを学校で習えるわけでもありません。そうした意味では、子供たちに対して、先生が「色々なものをきちんと食べるのよ」とか、「テレビで言っていることは全てが本当とは限らない」といったことを教えることが必要かと思います。テレビの見方から始まってどんなお食事をすればいいかという本当に日常の当たり前のこと、おそらく以前はコミュニケーションの中で伝えていたであろう情報が、今は欠如しているという感じがします。

【丸山部会長】 ありがとうございます。安心を得るために、行政は最低限のことはやっていかなければいけない。その1つが、例えば戦略的プラン3の科学的知見に基づいた未然防止であります。今すぐには消費者の目に出てこないのですが、モニタリングのような仕事はどうしても必要です。消費者が気が付かないところでデー

夕を重ねておくことで、加名生委員がおっしゃったような不安が少なくなるのではないかと思います。食品の安全全体を考えていきたいと思うのです。この戦略的プラン3以降でも、何か評価で御意見がありましたらお願いします。矢野委員どうぞ。

【矢野委員】 戦略的プラン3ですが、先ほどのプラン1、2や加名生委員の御発言内容から考えましても、プラン3は非常に重要な項目であると思います。

国の食品安全委員会についても、厚生労働省からの諮問だけに答えるのではなく、国民や消費者団体などからの要望に対してもアンテナを広げるような対応が今後は必要ではないかと考えております。同様に東京都でも、評価対象については、行政側からの視点だけではなくて、アンテナを広げていただきたい。都民なり事業者なり、様々なところからの何を評価してほしいという要望に対応してほしいと思っています。

また、参考例に出してありますベビー用おやつの安全対策は、こんにやくゼリーほど顕著な事故例があったわけではないのですが、よく見ると、実は結構危険性をはらんでいたのだということが分かります。今、消費者団体でもこれを周知しているところですが、こうした事例を開拓することで新たに何を情報提供したらいいかが明らかになってくると思います。こうした参考例については、成果を得るための経過の部分についても十分今後反映していただきたいと思っています。

【丸山部会長】 ありがとうございます。プラン3に関連して他に何かありますか。小島委員どうぞ。

【小島委員】 加名生委員が先ほどおっしゃったことは非常に重要だと思うのです。食品安全情報評価委員会について、私も中身がよく分かりませんが、消費者が何か疑問を感じた時に、すぐにぱっと情報が出せるような組織になっていくことが重要ではないかと思っています。適宜情報が出せるような運用を是非していただきたいと思っています。

【丸山部会長】 食品安全情報評価委員会のあり方、その活用というのでしょうか、そのことについての御意見です。その他、この11プランの評価について御意見をお願いします。関澤委員、どうぞ。

【関澤委員】 今後につながる部分なのですが、消費者庁設置はほぼ確定していると思います。おそらく、プラン11 関係者の相互理解と協力に基づく安全確保に関係すると思うのですが、都の食品安全分野では消費者庁設置についてどのような対応を準備しているのでしょうか。これまでのお話ではあまりはっきりしなかったのですが、これまでもう準備されている面と今後の方針について簡単に付け加えていただけないかと思っています。

【丸山部会長】 消費者庁との関連はいかがでしょうか。

【中村食品監視課長】 消費者庁設置の主管は、現在のところ生活文化スポーツ局です。おっしゃるとおり、もう少し記載したいところなのですが、都として未だ判断できない部分があります。答申をいただいてから推進計画策定までには、もう少し具体的になろうかと思っていますから、今年度の計画策定までの期間で方針が見え次第、入れ込みたいと思います。少なくとも食品分野で言えるのは、当課では、食品衛生法とJAS法という、厚生労働省と農林水産省所管の法律を1つの部署でやっていること、これは、消費者庁に先駆けていると自負できます。実際に所管してみると、連動する部分もあり、組織として近い方が効率がよいと感じる場合が多いです。そういう面は、



まさに消費者庁が目指すことの1つであります。消費者行政の部分も含めた消費者センターなどのあり方がどうなっていくかということは、消費者庁法案のもう少し具体的な内容を知らないといとも申せません。生活文化スポーツ局ではいかがですか。

【樋渡生活文化スポーツ局企画調整課長】 今の御質問は、消費者庁設置によって、東京都が食品安全に関する対応をどのように考えているかという御質問ですか。それとも、消費者庁法案の中で、食の部分はどのようになっているのか、ということでしょうか。

【関澤委員】 前者です。

【樋渡生活文化スポーツ局企画調整課長】 都として、ということですね。中村課長とも相談して動くことにはなりますが、現時点で言えるのは、組織体制を変えるという話は、まだ内部でも議論になっていないのが現状です。

【丸山部会長】 具体的な消費者庁の姿が見えてきてからでございますか。

【樋渡生活文化スポーツ局企画調整課長】 生活文化スポーツ局消費生活部としては、例えば、食品に関する組織を集約又は統合した方が効果的なのか、それとも必要ないのかと考えると、現状では組織は変えなくてよいと考えております。

何故かと言いますと、実は矢野委員も御承知だと思いますが、当局では東京都消費生活基本計画を選定しました。消費者庁法案もこれからできるのですが、この東京都消費生活基本計画の中で、まず東京都が今できるものは何か、ということを組み込んでおります。当然、組織のことも念頭にありましたが、敢えて組織をいじるのではなくて、特別対策班というものを作っております。何か事が起きたらすぐに会合を開きまして、その中で各局連携の下、施策を実施していこうというものです。元々同様の会議体が設置されている場合には新たに作る必要はありませんので、例えば、福祉保健局が所管している食品安全対策推進調整会議も一緒に含めて考えております。現状では、こうした形で連携できると考えております。

【丸山部会長】 関澤委員よろしゅうございますか。

【関澤委員】 はい。

【丸山部会長】 廣瀬委員、何か関連した御意見でしょうか。

【廣瀬委員】 今のお話ですが、消費者庁がどういう形になり、どれだけのものが施策統合されていくのかはまだ分かりません。ただ、それをどう実現していくかは、結局最後は末端組織だと思います。例えて言えば、食品安全で言えば保健所、あるいは消費者センターであると思います。そうした末端組織が分割している状況で、消費者庁が統合した理想の形をどれだけ実現できるのだろうかと考え、組織がそのままでもいいのかどうかはやはり検討しなければいけない部分ではないかと思っております。先ほど中村課長から、東京都の場合は、少なくとも表示関係について言えば、JAS法と食品衛生法を1つの保健所が対応しているという話がありました。そうした形をとっているところは全国的にも珍しいと思います。同じように、施策統合に合わせて末端の整理もしていけないと、結局は誰も動かず、今までと同じ仕組みで動いているだけ、という状況になるような気がします。

【丸山部会長】 矢野委員、今の御意見に関連したものでしょうか。

【矢野委員】 消費者庁関連なのですが、消費者庁を設置してほしいという大きな

願いの元は、1つには情報の一元化だろうと思います。合わせて、機能が一元化されることです。先ほど樋渡課長から説明がありましたが、東京版消費者庁とも言っている、特別対策班の上にある連絡会議について、次回改めて資料を出していただきたいと思っています。昨年から東京都が設置している連絡会議では、様々な部局に係る情報を一つにまとめながら、例えば食品安全に対して具体的に対応する手立てを特別対策班という形で実行しようとしています。そうしたところはもっと評価しながら、今回の新たな戦略的プランでもできれば一文を入れて連携を強めていただきたい。情報提供にしても、消費者側からすればできるだけ一元化されている方がいいのですから、そうした一元化に役立つ手立てが既に準備されて動いているということをもっとPRするなり、さらに補強していただきたいと思っています。

【丸山部会長】 ありがとうございます。評価に関わるのところについて、もっと御意見をいただきたいところなのですが時間が来てしまいました。

【小島委員】 ちょっとだけいいですか。

【丸山部会長】 短くお願いいたします。

【小島委員】 戦略的プラン7のポジティブリスト制度の部分ですが、強化という評価になっていますよね。私が取材して思うのは、いわゆる一律基準の0.01ppmを少し超えたようなものは、実際には幾ら調べてもリスクがないのです。現実には、健康リスクを減らす方向に検査を強化しないと意味がないと思っています。例えば、実際にどういう農薬がたくさん使われているかはある程度分かりますよね。たくさん使っているものを減らさなければ意味がないので、そうしたものを重点的に強化してほしいと思います

もう1点、食育についてです。確かに食育は大事なのですが、取材で感じるのは、一所懸命やっている食育の多くでは、「有機がいい」とか「添加物が悪い」とか、ここで議論されているような内容とは反対の内容を行っています。あまり科学的な内容ではないのです。科学的な議論ができるような食育が必要だと思っています。中身の問題が重要だということです。

最後にもう1点、プラン11のリスクコミュニケーションの評価で、推進してきたのだけれども共通認識の醸成には至っていないと書いてあります。関澤委員の領域ですが、リスクコミュニケーションの目的は共通認識の醸成ではありません。元々共通認識を持つようとして議論しているだけで、合意に至らなくてもいいというのがリスクコミュニケーションです。だから、リスクコミュニケーションを推進する時の達成度の指標を何にするか、事業を実施して5年経った時にどう評価するか、その指標づくりも検討した方がいいかと思っています。

【中村食品監視課長】 リスクコミュニケーションの御指摘の部分は、私ども事務局のミスで、今の記載は修正するつもりだったところです。

【小島委員】 そうなのですか。

【中村食品監視課長】 リスクコミュニケーションでは、ディスカッションするプロセスに意味があって必ずしも合意をとるものではない、ということで、記載し直そうと思っていたところです。申し訳ありません。

【丸山部会長】 どうもありがとうございました。

【中村食品監視課長】 部会長、一つお願いがあります。時間の制約もあるのですが、委員の皆様方はおそらくまだ御意見を様々にお持ちだと思います。電話やファクシミリ、メールなど、どのような形でも結構ですので事務局にお送りいただけるようお願いできればと思います。

【丸山部会長】 委員が個人的に事務局にということですか。

【中村食品監視課長】 はい。そうです。

【丸山部会長】 先ほど事務局から、資料3として新たな戦略的プランの作成の考え方を示されております。次回は6月に部会を開きますが、次回は、資料3に基づいて、今いただいた色々な御意見を新たな戦略的プランにどう盛り込んでいくかという具体的な提案をいただきたいと思います。その間、今課長が言われたように、是非という御意見があれば、事務局に前もって言っていただき、検討のたたき台にしていただければと思います。

最初に課長からお話がありましたように、中間のまとめの前にもう1回部会を開かなければいけません。今日御意見を伺っていても色々なものが出てまいりますので、次回6月には戦略的プランの策定について論議を進めたいと思います。今の緊張感をそのまま6月までお願いしたいと思っております。議事の進め方が悪くて10分くらい予定の時間を過ぎてしまいましたが、どうぞよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

【中村食品監視課長】 丸山部会長、議事進行ありがとうございました。次回第3回部会は、御案内のとおり6月24日午後2時から予定しております。どうぞよろしく願いいたします。4回目は今後また調整させていただきたいと思いますが、7月上旬を目途に開催いたしたいと考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

本日の評価の内容について、事務局に御意見を賜りたいと思います。簡単なことなら電話でも結構でございます。葛西あるいは佐藤あてに、メール、ファクシミリ、手紙など、どんな形でも構いませんので、お寄せいただければと思います。

では、これをもちまして検討部会を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

午後0時07分閉会